

令和6年度（2024年度）第5回

北海道環境影響評価審議会

議 事 録

日 時：2024年8月28日（水）午後1時30分開会

場 所：北海道第二水産ビル 3階3G会議室

1. 開 会

○事務局（名畑課長補佐） ただいまより令和6年度第5回北海道環境影響評価審議会を開会いたします。

委員の皆様、本日は、お忙しいところ、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

最初の進行は、私、環境政策課の名畑が務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

本日の審議会は、オンラインを併用する対面形式での開催としておりまして、委員総数15名中、現在、会場出席が澁谷会長、オンラインでの出席が8名であり、合わせて9名の委員の方にご出席をいただいております。北海道環境影響評価条例第59条第2項の規定により、この審議会は成立しておりますことをご報告いたします。

なお、笠井委員につきましては後ほど遅れてオンラインでご参加をいただける予定となっております。

◎連絡事項

○事務局（名畑課長補佐） 続きまして、本日の資料について確認させていただきます。

事前にお送りしておりますが、資料は会議次第、委員名簿のほか、資料1及び資料2は1と2、資料3及び資料4は1から4、資料5は1から3です。

配付漏れ等がございましたら事務局までお伝えください。

続きまして、本日の審議会の流れをご説明いたします。

本日の議事は全部で5件でございます。全てが風力発電の審議となっております。

議事の個別説明は省略いたしますが、議事の（1）及び（2）については、それぞれ図書の1回目の審議となりますので、事業者にご出席をいただきまして、事業概要の説明及び委員からの質疑への応答を行っていただきます。また、議事の（3）及び（4）については、答申文案たたき台を含め、皆様にご審議をいただくこととしておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、本日の議事については、必要に応じ、最後に非公開での審議の場を設ける場合がございます。その際は、傍聴の方々、そして、報道機関の方々には一時ご退席をいただきますので、ご協力をお願いいたします。

それでは、ここからの議事進行は澁谷会長をお願いいたします。

よろしくお願いいたします。

2. 議 事

○澁谷会長 それでは、これより議事の（1）に入ります。

本日が1回目の審議となる（仮称）島牧郡島牧沖洋上風力発電事業計画段階環境配慮書についてです。

本件は1回目の審議となりますので、事業概要の説明を事業者である株式会社ユーラスエナジーホールディングスからお願いいたします。

○事業者（ユーラスエナジーホールディングス） それでは、説明させていただきます。

まず、事業概要についてです。

配慮書の4ページと5ページに記載させていただいておりますとおり、対象事業の名称は（仮称）島牧郡島牧沖洋上風力発電事業で、事業実施想定区域については島牧村の沿岸から沖合、風車設置検討範囲については沿岸より1キロメートル離隔した海域から水深50メートルまでの海域とさせていただいております。また、関係市町村については、島牧村、寿都町、せたな町の3自治体としております。

また、事業実施想定区域の検討フローといたしまして、本事業の北海道島牧沖は再エネ海域利用法に基づきまして、2023年5月に促進区域の指定に向けた有望な区域に選定されております。本事業は当該海域での洋上風力発電事業を計画するものでありまして、再エネ海域利用法に基づき有望な区域として選定された区域を事業実施想定区域として設定しております。

また、配慮書の12ページをご覧ください。

風車の設置検討範囲については、狩場茂津多道立自然公園の普通地域の一部が海域になっておりますので、まず、そこの重複を回避いたします。また、12ページに記載はないのですが、沿岸には住居が存在しておりまして、主に騒音、風車の影、景観といった観点より配慮させていただいております。

次に、風車の諸元になります。

14ページに記載させていただいておりますとおり、風力発電所の出力は最大55キロワット程度、風力発電機の単機出力は1万から2万5,000キロワット、風力発電機の設置基数は23基から56基程度を想定しております。また、風力発電機の概要としましては、いわゆる3枚羽根の風力発電機の採用を予定しております。

また、あくまでも現時点での案ではございますが、15ページに風車の基礎構造を記載しておりまして、モノパイル式、ジャケット式、重力式のいわゆる着床式の基礎を予定しております。

次に、周辺の他事業についてですが、17ページから18ページに記載しております。

本事業の周囲には複数の風力発電事業の環境影響評価手続が進められておりまして、全く同じ海域では三つの事業者が既に配慮書の手続を実施しております。なお、稼働中の風力発電所は島牧村に一つ、寿都町に二つ、せたな町で一つであり、全てが陸上風力です。

次に、対象事業の事業実施想定区域及びその周囲の概況についてです。

動物、希少猛禽類や事業地特有の希少種等の生息状況ですが、まず、陸域から説明させていただきます。

60ページから63ページに陸域の動物の重要な種を整理しておりまして、哺乳類についてはカグヤコウモリ等の3種、鳥類についてはマガン、ヒシクイ、オジロワシ、ハヤブサ、

また、海鳥については、オオセグロカモメ、ウミネコ、ウミスズメ等の 40 種、両生類については 1 種、昆虫類については 38 種、魚類については、主に淡水ではありますが、20 種の重要な種が文献調査によって確認されております。

次に、64 ページから 67 ページに動物の注目すべき生息地をお示ししております。

自然公園法に基づいたものは狩場茂津多道立自然公園で、陸域と海域の一部に存在しております。また、自然環境保全法に基づいたものは大平山の自然環境保全地域がございます。さらに、環境省による生物多様性の観点から重要度の高い海域については、茂津多岬周辺や弁慶岬周辺といった 4 海域が選定されております。また、海鳥のコロニーデータベースによりますと、せたな町の沿岸付近において、ウミネコの繁殖地が確認されております。

次に、69 ページから 73 ページにかけて、猛禽類、ガン・カモ類の渡りのルートを示しております。

まず、猛禽類については、ノスリの渡り経路、オジロワシの渡り経路及び越冬期の分布、クマタカ等の生息分布が確認されております。

また、ガン・カモ類については、74 ページや 82 ページに示しているとおおり、ハクチョウ類の主要な集結地は確認されておられませんし、渡りのルートについても事業実施想定区域の近傍では確認されていません。

鳥類のセンシティブティマップについては 75 ページから 78 ページに整理をさせていただいております。重要な種についてはクマタカ、チュウヒ、オオワシ及びオジロワシなどの種が分布しております。ただ、集団飛来地は分布していません。また、注意喚起メッシュについてですが、海上については注意喚起レベル 1 及び注意喚起レベル低が重なっている状況です。

次に、陸域の植物についてご説明させていただきます。

86 ページから 88 ページになります。

まず、現存の植生図をご覧ください。

事業実施想定区域周辺には、ブナクラスといった自然植生やエゾイタヤシナノキ群集及びオオヨモギーオオイタドリ群団といった砂丘植生等が確認されております。

また、植生の自然度については、90 ページに示しているとおおり、植生自然度 10 についてはオオヨモギーオオイタドリ群団、ヨシクラス、それから、植生自然度 9 についてはエゾイタヤシナノキ群集、カシワ群落といった自然度の高い植生が確認されております。

また、特定植物群落については 98 ページに示しております。事業実施想定区域の沿岸域には茂津多岬海岸崖地の草原が存在しております。

次に、重要な自然環境のまとまりの場についてです。

101 ページ及び 103 ページから 105 ページに整理しております。自然林、自然草原、特定植物群落、自然公園地域、自然環境保全地域、保安林、保護林が存在していることを確認しております。

次に、海域の動物についてです。

110 ページ、111 ページに海域に生息する動物の重要種を整理しております。

まず、海生哺乳類については、トド、ゼニガタアザラシ、ネズミイルカ、オウギハクジラといった7種を確認しております。

海生爬虫類についてはアオウミガメの一種、魚等の遊泳動物については、ニシン、ハタハタ、ソウハチ、オヒョウ、マツカワといった合計49種の重要種を確認しております。また、稚仔魚についてはエゾメバルの1種を確認しております。最後に、無脊椎動物については、モクズガニ、エゾバフンウニ、ズワイガニといった6種を確認しております。

次に、海域の植物についてです。

114 ページから 116 ページにかけて藻場の状況について整理しております。

事業実施想定区域の広範囲にわたって、沿岸にコンブ場、ワカメ場、アマモ場が存在しておりまして、コンブ場・ワカメ場が多い傾向ですが、干潟については存在しておりません。

次に、景観、人と自然との触れ合いの活動の場について説明させていただきます。

景観資源については118 ページから119 ページに整理しておりまして、事業実施想定区域の周囲には合計26地点が存在しております。また、景観のうち、主要な眺望点を120 ページから122 ページに整理しておりまして、道の駅等の18地点が存在していることを確認しております。

また、人と自然との触れ合いの活動の場については123 ページから124 ページに整理しておりまして、キャンプ場や自然休養林などの計16地点が存在していることを確認しております。

次に、特に配慮が必要な施設と風力発電機設置検討範囲の位置関係についてです。

まず、配慮施設については、159 ページと160 ページに示しているとおり、学校、病院その他環境の保全について配慮が特に必要な施設を整理しております。その結果、学校が2か所、医療施設が1か所、福祉施設が3か所、図書館が1か所、計7施設が存在していることを確認しております。また、住宅等については161 ページと162 ページに示しておりまして、最も近接する住宅等までの距離は1,020メートルでした。

次に、配慮書の第4章になります。

223 ページ、224 ページとなります。

まず、項目の選定、非選定の状況について説明させていただきます。

現在はまだ配慮書段階ということもありまして、工事計画まで決まっているような熟度ではありませんので、土地又は工作物の存在及び供用について選定するとともに、項目としては騒音、風車の影、陸域と海域の動物と海域に生育する植物、景観になります。

次に、225 ページにおいて選定、非選定の理由を整理させていただいておりますが、非選定の理由を中心に説明させていただきます。

まず、重要な地形及び地質ですが、事業実施想定区域内には、文献調査等を実施したと

ころ、そういった環境は存在しないことから選定しておりません。また、陸域の植物についてですが、陸域での直接的な改変がほとんどないことから選定しておりません。それから、生態系についてですが、経済産業省から出ている発電所に係る環境影響評価の手引によりますと、種の多様性や環境要素が複雑に関与していて未解明な部分も多いことから参考項目として選定しないとされておりますので、生態系についても今の段階では選定しておりません。

最後に、人と自然との触れ合いの活動の場についてです。

事業実施想定区域の周囲にそういった環境が存在するものの、改変を行わず、影響はほとんどないと考えられることから選定しておりません。

次に、計画段階配慮事項の調査、予測及び評価の手法についてです。

226 ページにて整理させていただいております。

まず、騒音、風車の影についてですが、施設の稼働時に影響が懸念されます。調査の手法ですが、騒音については風力発電機の設置検討範囲から2キロメートル、風車の影については3キロメートルの範囲において、住宅等のほか、配慮が特に必要な施設の分布状況を調査しております。

予測の手法としては影響が生じる可能性がある範囲に位置する配慮が特に必要な施設及び住宅等の建築物を抽出しておりまして、評価の手法としては予測結果を基に環境影響の回避又は低減が将来的に可能であるかを検討させていただいております。

次に、陸域と海域の動物についてですが、同じように調査手法は文献調査によるものです。予測の手法としては、重要な種の生息地を事業実施想定区域の位置と重ね合わせを行うほか、専門家等からの助言をいただくとともに、生息環境や生息地の変化の程度を整理しながら予測しております。

評価の手法については騒音や風車の影と同様です。

海域に生育する植物についても基本的には動物と同様の手法で行っております。

景観については、文献調査によって景観資源や眺望点といった分布状況を調査し、事業実施想定区域との重ね合わせによって眺望景観の変化の程度を整理することで予測しております。

最後に、各配慮事項の評価結果についてです。

263 ページから 265 ページにて整理させていただいております。

まず、騒音についてですが、風力発電機の設置検討範囲から2キロメートルの範囲は配慮が特に必要な施設及び住宅等が一定数確認されておりまして、騒音の影響を受ける可能性があるとしており、方法書以降に現地調査を行い、現況を把握するとともに、周囲の状況を適切に把握したいと考えております。また、第2章でも整理しているとおり、本事業の周辺では他事業も存在しておりますので、累積的影響についても考慮しながら影響の程度を適切に予測し、必要に応じて環境保全措置を検討したいと考えております。また、調査、予測及び評価の手法については最新の知見等を参考に検討してまいります。

風車の影についても基本的には騒音と同様で、住宅等や配慮が必要な施設が風力発電機の設置検討範囲の周辺に存在しておりますので、騒音と同様に対応していきたいと考えております。

次に、動物、主に陸域の動物になります。

評価結果としましては、まず、コウモリ類については、事業実施想定区域において施設の存在や稼働による移動ルートへの影響が考えられますが、生育環境が基本的に陸域となります。そのため、現段階では実行可能な範囲内で回避または低減が図られているものと評価しております。

また、鳥類についても、渡りルートを文献調査で見たとおり、主要なルート等は内陸部でありましたので、実行可能な範囲で回避または低減が図られるものと評価しております。ただ、海岸や沿岸域に生息する重要な種については、風力発電施設の設置に伴って施設の稼働によって影響が発生する可能性がありますので、影響の回避または低減が必要と評価しております。

次に、方法書以降のしるし等において留意する事項についてです。

現地調査を行うほか、専門家等の助言も踏まえながら、現況を適切に把握したいと考えております。また、調査、予測、評価においても最新の知見等を参考に検討します。

次に、海域に生息する動物についてです。

まず、事業実施想定区域に生息する可能性はほとんどない種類もいまして、生息環境が大きく変化する可能性は低いと考えているものの、河川域から沿岸に降河する種類、例えば、サクラマス等については事業実施によって影響を受ける可能性が考えられます。また、海生哺乳類についても事業実施想定区域周辺で一定期間生息する種類や回遊する種類も含まれていますので、本事業による影響を受ける可能性があると考えております。そこで、方法書以降で専門家等の助言を踏まえながら現地調査を実施し、適切に影響把握をしたいと考えております。また、工事の実施によって水の濁りが発生することが予測されますので、水の濁りや水中音の影響を受ける可能性もある種に関し、専門家の助言等をいただきながら調査、予測及び評価をして検討することとしております。そして、環境保全措置についても予測、評価の結果に応じて実施を検討したいと考えております。

次に、海域に生息する植物についてです。

事業実施想定区域周辺、主に沿岸域には藻場が存在するものの、風力発電機設置検討範囲には藻場が存在しておりませんので、影響は小さいのではないかと評価しております。ただ、方法書以降のしるし等では、事業実施想定区域周辺での現地調査によって現況を適切に把握したいと考えております。また、工事の実施によって水の濁りが発生することが予測されますので、適切に予測、評価を行い、必要に応じて環境保全措置を検討したいと考えております。

最後は景観になります。

一部に風力発電機を大きく視認できる地点がございますので、影響が生じる可能性があ

ると評価させていただいております。今後の方法書以降においては、現地調査によって現況を把握した上で、フォトモンタージュや垂直見込角の予測を行い、その結果を踏まえ、必要な環境保全措置等を検討したいと考えております。また、調査、予測及び評価の手法については、繰り返しになりますが、最新の知見等を参考にして検討したいと考えております。

事業者からの説明は以上となります。

○**澁谷会長** 続いて、事務局から主な1次質問とその事業者回答の報告をお願いいたします。

○**事務局（川村専門主任）** 初めに、本配慮書に係る手続の経過について簡単にご説明します。

本配慮書は、7月1日付けで受理し、本審議会には7月18日付けで諮問しております。また、知事意見は11月29日を期限と求められておまして、縦覧期間は7月2日から8月2日まででした。なお、インターネットでの公表につきましては、方法書の公開日または1年経過日のいずれか早い日までとされており、現在も配慮書の閲覧が可能な状態とされています。

続きまして、資料の説明をいたします。

資料1-1に沿って、1次質問とその事業者回答について、抜粋して説明させていただきます。資料1-2は、事業者から提出された回答の補足資料となりますので、適宜、ご参照をお願いいたします。

それでは、資料1-1の2ページの質問番号2-4の②をご覧ください。

本事業では、再エネ海域利用法に基づき、有望な区域として選定された区域が事業実施想定区域として設定されていることから、環境への配慮の観点から絞り込みを行う必要はないと判断された理由について質問しました。これに対して、事業者から、風力発電機設置検討範囲については、経済産業省が島牧沖を有望な区域に選定した旨を発表した際の資料において、沿岸部に至る範囲までとされているところ、住宅への配慮や自然公園との重複を避けるといった環境配慮の目的より、沿岸部より1キロメートル離隔して設定したとのことでした。なお、沿岸部から1キロメートルまでの範囲は、海底ケーブルのルートや陸揚げ点が未定であることから事業実施想定区域として設定したとのことでした。

次に、3ページの質問番号2-7の④をご覧ください。

事業実施想定区域に狩場茂津多道立自然公園の普通地域が含まれていることから、当該地域が海底ケーブルの陸揚げ地点などに選定され、改変される可能性があるのか、また、風力発電機設置検討範囲とは重複しないように配慮したとしているが、十分な離隔距離を取っていると判断された理由について質問しました。これに対して、事業者から、海底ケーブルの陸揚げ地点等は現在検討段階ですが、自然公園の改変は極力回避する方針とのことであり、また、風力発電機設置検討範囲との離隔距離は300メートル以上あり、自然公園内の風力発電機設置に伴う改変を避けることで重大な影響は回避した事業計画であると

判断しているとのことでした。

次に、5 ページの質問番号 3-6 の②をご覧ください。

風力発電機の設置予定範囲と生物多様性の観点から重要度の高い海域が一部重複していることから、これらの回避について検討されなかった理由について質問しました。これに対して、事業者から、生物多様性の観点から重要度の高い海域の抽出については文献によるものであり、極めて広い範囲が指定されていることなどから、今後の現地調査の結果等から回避する必要がある海域を判断したいと考えているとのことでした。

次に、6 ページの質問番号 3-14 の①をご覧ください。

主要な眺望点について、江ノ島海岸や弁慶岬など、事業実施想定区域や区域越しに日本海を眺望する地点があることから選定すべき地点が不足しているのではないかと指摘した上で、現時点での選定地点に不足はないか、事業者の見解を質問しました。これに対して、事業者から、島牧村へ聞き取り調査を行った結果、これらの地点は挙がらなかったため選定しておらず、現時点での選定地点に不足はないと考えているが、住民意見においてご懸念の声があった場合には地点の再検討を含めて検討するとのことでした。

最後に、11 ページの質問番号 4-19 の②をご覧ください。

全ての環境要素において、方法書以降の手續等において留意する事項として、必要な環境保全措置等を検討とされていることから、現時点で想定される環境保全措置の内容について質問しました。これに対する回答の詳細が別添資料として示されていますので、資料 1-2 をご覧ください。

資料 1-2 の最後の 25 ページに環境要素ごとに現時点で想定される環境保全措置が示されており、動物に関しては、鳥類、コウモリ類の主な飛翔経路を避けること、海域に生息する動植物については風力発電機の設置による改変範囲を最小限とすること、景観については風力発電機の色をなじみやすい色とすることについて記載されています。

簡単ではありますが、本事業の説明については以上とさせていただきます。

今後の予定ですが、委員の皆様には事業者への 2 次質問の作成を依頼させていただきたいと考えております。後ほどメールにて依頼させていただきますので、ご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

私からの説明は以上となります。

ご審議について、どうぞよろしくお願いいたします。

○澁谷会長 それでは、ただいまの説明について委員の皆様からご意見やご質問をお願いいたします。

○先崎委員 最後の現時点で想定される環境保全措置の動物または海域に生息する動物についてです。

この辺りでは、例えば、鳥ですと、専門家も指摘しているのですが、春には年によってカモメ類が全域を使うというようなことがあるのです。そうすると、飛翔経路を避けるということが出来るのか、改変範囲を最小限にしても、風車が建っているとバードストライ

クが結構起こってしまう気がするのですが、こういった認識なのか、お答えいただけますでしょうか。

○事業者（ユーラスエナジーホールディングス） 委員のおっしゃるとおり、専門家からの意見にもありますが、この辺りはカモメ類が利用すると聞いております。

ただ、正直に申し上げますと、現段階で環境保全措置を具体的にこういうものを実施するというものについては未定です。まずは現地調査を実施し、カモメ類や海鳥が事業実施想定区域の周辺でこういった生息しているかを把握し、生息している時期や個体数のほか、飛翔高度等をしっかりと把握し、適切に予測、評価を行って、そこから衝突確率などを考慮しながら環境保全措置の実施を検討していく流れであると考えております。

○先崎委員 もちろん、流れとしてはそのとおりでと思うのですが、1か月弱滞在してまして、今年はすごく長かったのですね。そうしたとき、一時的に風車の稼働を停止するといったことは考えられませんか。

○事業者（ユーラスエナジーホールディングス） 海外ではそういった措置を取っているものもあるのかもしれませんが、今の段階では、1か月停止しますということを明言はできないです。

○先崎委員 それでは、検討されるということによろしいですか。

○事業者（ユーラスエナジーホールディングス） まだ検討する段階でもないということです。

○先崎委員 今ここで聞いているのは現段階で想定される環境保全措置ですので、現段階でそういった措置が想定されているのかどうかについてお答えください。

○事業者（ユーラスエナジーホールディングス） 特に想定していません。

○先崎委員 それでは、想定することを検討してください。

○事業者（ユーラスエナジーホールディングス） はい。

○澁谷会長 ほかにございませんか。

○押田委員 変電施設は陸上に設置するということによろしいですか。

○事業者（ユーラスエナジーホールディングス） 変電施設は陸域に設置する計画です。

○押田委員 陸域のどのような場所ですか。風車一つにつき一つなのか、それとも、まとめてどこかに大きなものをつくるのか、教えていただければと思います。

○事業者（ユーラスエナジーホールディングス） 陸域に1か所設置する計画です。

○押田委員 その場所は検討されている段階で、決まっていないということですか。

○事業者（ユーラスエナジーホールディングス） ご理解のとおり、未定でございます。

○押田委員 それは、その辺りの陸域を大きく改変する可能性もあるものでしょうか。

○事業者（ユーラスエナジーホールディングス） 基本的にはそういった改変等は避けたいと考えておりますが、変電施設については環境影響評価の対象ではないということも補足させていただきます。

○押田委員 風車については対象であるが、変電施設については対象ではないということ

ですか。

○事業者（ユーラスエナジーホールディングス） はい。

○押田委員 分かりました。

決まり上はそうかもしれないのですが、セットになって動くというイメージがありますし、考え方といいますか、説明の仕方によっては問題になるような気がします。しかし、設置場所での環境配慮はされるということでよろしいでしょうか。

○事業者（ユーラスエナジーホールディングス） ご理解のとおりでございます。

もう一点補足させていただきます。

現行の環境影響評価の手續においては送電線と変電施設は環境影響評価の対象外となります。なお、洋上風力については海底ケーブルが必要となりますが、この海底ケーブルも送電線に該当するので、本来であれば環境影響評価の対象外となります。しかし、海底ケーブルは、敷設する際に濁りが発生してしまうという影響が懸念されていますので、今、一般的に洋上風力発電の環境影響評価を行う際は、海底ケーブルといいますか、送電線についても影響の対象として環境影響評価を行うこととしております。

○押田委員 義務ではないが、一般的にされているということですか。

○事業者（ユーラスエナジーホールディングス） 事業者の判断で実施していることが多い傾向だということです。

○押田委員 私があまり理解していなかったのですが、今まで、こういうものはセットで何となく評価しているようなイメージを持っていましたし、このあたりは気になる決まりだなという感じが今回しました。でも、配慮はしていただけるということなのですね。

○事業者（ユーラスエナジーホールディングス） おっしゃるとおりでございます。

○押田委員 もう一つ、コウモリについてです。

カグヤコウモリが種名として挙げられていましたよね。海岸のほうなので、あまり可能性は高くはないかと思うのですが、道南のほうでコヤマコウモリという固有種がバットストライクに遭っているという報告が入っています。ですから、コウモリの種については少し細かく丁寧に調査し、配慮をしていただけるといいかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○事業者（ユーラスエナジーホールディングス） コウモリについても、陸域での利用状況、それから、海域での利用状況は把握したいと考えておりますので、今後、そういった調査計画となるように進めていきます。

○澁谷会長 ほかにございませんか。

○北委員 110 ページの鯨類がレッドリストの範囲に載っていないということについてです。

環境省のレッドリストには確かに載っていないかもしれませんが、IUCN のレッドリストにおいて、オウギハクジラは 2020 年に NT に指定されているほか、ツチクジラとクロツチクジラも NT に指定されているので、その点については少し気にしたほうがいいので

はないかなという気がしました。

また、243 ページについてです。どちらも沿岸 50 メートル以浅には分布しないという専門家からの意見が出されているようですが、騒音については人に対することしか書かれていないのです。水中への騒音の影響は考えていらっしゃらないのでしょうか。

○事業者（ユーラスエナジーホールディングス） まず、110 ページの海生哺乳類の重要種についてですが、貴重なご意見をありがとうございます。今後、留意し、進めていきたいと思えます。

次に、243 ページについてです。

あくまでも現段階での専門家からの意見になります。今後、現地調査を行いますし、海生哺乳類についても現地調査を行っていく計画としておりますので、ご指摘の種類の海生哺乳類の生息状況についてもある程度は把握することができるのではないかと考えております。

○北委員 海生哺乳類に対する騒音も考慮していただけるのでしょうか。

○事業者（ユーラスエナジーホールディングス） 今は配慮書段階になりますので、特に水中音による影響は予測、評価しておりませんが、今後、海生哺乳類に対する水中音の影響についての予測、評価は実施していくことになろうかと考えております。

○澁谷会長 私からも少しお聞きします。

まず、関係市町村は当然ですが、直接の関係者として漁業関係者がいると思うのです。現時点では漁業関係者へのアプローチはまだしていないということですか。

○事業者（ユーラスエナジーホールディングス） 漁業協同組合との接触はしております。Q&A の資料の回答にもありますが、一部の漁業協同組合には配慮書の図書の提供を行っておりますし、適切に情報共有を図っていきたくと考えております。

○事務局（川村専門主任） 今お話をいただいた Q&A というのは、資料 1-1 の 1 ページにある質問番号 1-3 の②という理解でよろしいでしょうか。

○事業者（ユーラスエナジーホールディングス） おっしゃるとおりでございます。

○澁谷会長 先ほど説明がなかったもので、質問にあったことが分かりませんでした。ただ、直接の関係者となりますので、情報共有と理解の促進については十分に留意していただきたいと思えます。

もう一つ、騒音についてです。

風車の稼働に伴う騒音は想定されていますが、資材の運搬や工事に関わっての騒音の説明がなかったのですが、これに関してはどのようにお考えでしょうか。

○事業者（ユーラスエナジーホールディングス） 配慮書の第 4 章の 223 ページになります。

工事の実施による影響については計画段階配慮手続に係る技術ガイドに基づき、配慮書の段階では工事の実施による影響は対象としておりません。ただし、方法書以降においては、工事用資材等の搬出入、建設機械の稼働や造成等の施工による一時的な影響に係る環

境影響評価を取り扱うこととしております。

○**澁谷会長** 配慮書と方法書の違いということは分かりましたが、この地域は利用できる道路も限られますし、利用できる港も相当限られていて、集中すると思います。方法書以降になるのですが、適切な対応をお願いできればと思います。

○**事業者（ユーラスエナジーホールディングス）** 承知いたしました。

○**澁谷会長** ほかに質問等はございませんか。

（発言者なし）

○**澁谷会長** それでは、ほかにご質問やご意見がないようですので、本議事についての今日の審議をこれで終了いたします。

事業者は Zoom からの退出をお願いいたします。

続きまして、議事の（2）に移ります。

本日が1回目の審議となる（仮称）島牧美川・折川ウィンドファーム事業計画段階環境配慮書についてです。

本件も1回目の審議となりますので、事業の概要の説明を事業者である日本風力サービス株式会社からお願いいたします。

○**事業者（日本風力サービス株式会社）** それでは、図書の概要についてご説明いたします。

まず初めに、事業内容について、4ページをご覧ください。

事業実施想定区域は島牧郡島牧村、寿都郡寿都町、寿都郡黒松内町に位置しておりまして、これら2町1村が関係自治体となります。

具体的な位置図は5ページ及び6ページをご覧ください。

事業実施想定区域の検討フローは9ページを、詳細は10ページから19ページをご確認ください。

まず、局所風況マップから風況条件の良い範囲を確認しまして、既存道路などといった社会インフラの整備状況を確認いたしました。その上で、法令などの制約を受ける場所のほか、環境保全上、留意が必要な場所、周辺の風力発電事業を確認しまして、希少個体群保護林の範囲、保安林や植生自然度9の植物群落、住居などから500メートルの範囲、周辺の風力発電事業の範囲を可能な限り除外いたしました。

続きまして、21ページをご覧ください。

設置を予定している風力発電機の諸元ですが、想定している定格出力は4.2メガワットから6.1メガワット、ローター直径は120メートルから160メートル、最大高さは140メートルから210メートルでございます。

周辺の他事業につきましては24ページの表及び25ページの図をご確認ください。

事業実施想定区域及びその周辺では、既設の事業としまして、株式会社ジェイウインドの新島牧ウインドファームの1基が既に稼働中でございます。また、現時点で計画中的のものと、環境影響評価の準備書段階でありますコスモエコパワー株式会社の（仮称）島

牧ウィンドファームがございます。そのほか、日本風力開発株式会社の月越原野風力発電事業計画、三浦電気株式会社の（仮称）北海道（道南地区）ウィンドファーム島牧がございますが、それぞれ 2012 年及び 2018 年以降、動きがない状況です。

○事業者（日本風力サービス株式会社） 続きまして、事業実施想定区域及びその周辺の概況についてご説明いたします。

まず、動物の猛禽類について、67 ページと 68 ページをご覧ください。

猛禽類としてはハチクマとノスリの渡り経路が確認されております。また、72 ページに記載しておりますとおり、クマタカ、オオタカ、ハチクマ、ハヤブサの分布の確認がされております。そのほか、センシティブティマップにおける指定状況を 76 ページから 83 ページに記載しております。

事業実施想定区域を含むメッシュは注意喚起レベル C から A1 に該当する箇所は存在しておりません。また、水鳥類、猛禽類の渡りルートとは近接しておりません。

続いて、植生についてですが、現存植生図を 87 ページから 92 ページに記載しております。

事業実施想定区域及びその周辺にはシラカンバーミズナラ群落が広く分布しています。また、植生自然度を 93 ページから 98 ページに記載しておりますが、事業実施想定区域内の植生自然度は主に 7 が広く分布しており、南側の山地に自然度の高い 9 が一部分布しています。

続いて、重要な自然環境のまとまりの場を 113 ページに記載しております。

事業実施想定区域の一部には、前述の植生自然度 9 の植生のほか、保安林が分布しています。

次に、116 ページをご覧ください。

景観についてです。景観資源は 116 ページの表に記載しているとおり、峡谷や段丘などがございます。位置図は 118 ページのとおりで、泊一弁慶岬段丘の一部が事業実施想定区域にかかっております。

主要な眺望点につきましては、119 ページの表と 121 ページの図に記載したとおりで、歌島高原など、14 地点を抽出しています。

次に、人と自然との触れ合いの活動の場は、122 ページから 124 ページに記載しておりますとおり、15 地点を確認しておりますが、事業実施想定区域内に位置しているものはございませんでした。

続いて、配慮が特に必要な施設等と事業区域との位置関係ですが、145 ページと 146 ページに表と図をお示ししておりますので、ご覧ください。

風力発電機の設置予定範囲から最寄りの配慮が特に必要な施設は約 640 メートルの位置にある島牧中学校となります。また、事業実施想定区域及びその周囲における住宅等の配置についてですが、最寄りの住宅までの距離は 500 メートルとなっております。

続きまして、計画段階配慮事項の選定結果について、205 ページの表をご覧ください。

本事業では、騒音、地形及び地質、風車の影、海域に生息するものを除いた動物と植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場の8項目を選定しております。環境影響要因の区分の工事の実施による環境影響については報告書以降の手續において取り扱うとの考えから、現在は選定しておりません。

項目の選定及び非選定の理由は206ページと207ページの表にお示ししたとおりとなっております。

なお、周辺他事業との累積的な影響につきましては、他事業における環境影響評価図書等の公開情報の収集に努めるとともに、方法書以降の本事業計画の絞り込みの結果、周辺の環境条件、既設、計画中の発電所との位置関係から、累積的影響が生じると判断した場合には適切に調査、予測及び評価を行う方針です。

最後に、各配慮事項の評価結果についてご説明します。

まず、騒音について、215ページ及び216ページをご確認ください。

これによると、風力発電機の設置対象区域から2キロメートルまでの範囲に学校が1か所、福祉施設が2か所、住宅が244戸含まれており、施設の稼働に伴って騒音の影響が生じる可能性がございます。

217ページに評価結果を記載しておりますが、方法書以降の手續において、これらの距離に留意して風力発電機の機種及び配置を検討するほか、予測調査により影響の程度を把握し、必要に応じて環境保全措置を検討することとしております。

続いて、地形及び地質について、220ページと221ページをご確認ください。

これによると、泊一弁慶岬段丘の一部が事業実施想定区域にかかり、地形の改変により影響が生じる可能性があるため、既設林道等の活用など、土地改変の最小限化等の環境保全措置を必要に応じて検討することとしております。

続いて、風車の影について226ページに記載しておりますが、騒音と同様の予測及び評価結果となっておりますので、割愛させていただきます。

続いて、動物について、258ページをご確認ください。

動物の重要種は、地形改変及び施設の存在による影響が生じる可能性があるほか、飛翔性のある哺乳類、鳥類については風力発電機の稼働に伴う接触等の影響が生じる可能性がございます。このため、コウモリ類の活動パターンのほか、猛禽類、ガン・カモ類の渡りの状況も含め、動物の生息状況を把握し、適切に評価を行った上で、風力発電機の配置計画、土地改変等の最小限化、濁水対策等の環境保全措置を必要に応じて検討することとしております。

植物について、274ページをご確認ください。

植物の重要種について、地形改変による影響が生じる可能性があるほか、事業実施想定区域内に分布する植生自然度9の植生への影響の可能性がございます。そのため、これらの影響の程度を把握するほか、外来種の分布拡大による影響も適切に予測し、必要に応じて動物と同様の環境保全措置を検討することとしております。

なお、生態系については、281 ページに記載しておりますとおり、事業実施想定区域内に保安林が分布しますので、同様に留意するとしております。

続いて、景観について、289 ページに記載しておりますとおり、自然景観資源の泊一弁慶岬段丘の一部が事業実施想定区域にかかるため、影響が生じる可能性があります。

また、290 ページから 292 ページに記載した主要な眺望点のうち、歌島高原、弁慶岬、黒松内岳については、主要な眺望方向に風力発電機が介在するため、地形改変及び施設の存在による影響が生じる可能性がございます。このため、293 ページに記載しておりますとおり、影響の程度に応じて風力発電機の配置や塗装色等の検討を行うこととしております。

最後に、人と自然との触れ合いの活動については 297 ページに記載しておりますが、事業実施想定区域内に位置していないため、地形改変等の影響が生じる可能性がないと評価しております。

以上より、いずれの項目におきましても、今後の現地調査結果等を基に風力発電機の配置計画や保全措置を検討することにより、重大な影響を回避または低減できる可能性が高いと評価いたしました。

○**澁谷会長** 続いて、事務局から主な 1 次質問とその事業者回答の報告をお願いいたします。

○**事務局（下田主事）** 本事業ですが、7月9日から8月8日の期間で縦覧をしております。ホームページでの公表はもう既に終了しております。意見募集についても8月8日で終了しております。

関係資料については、資料 2-1 と資料 2-2 になります。資料 2-2 は資料 2-1 の回答の補足資料となりますので、適宜ご参照をいただきたいと思います。

それでは、資料に沿って説明させていただきます。

資料 2-1 の 2 ページの質問番号 2-6 をご覧ください。

③になりますが、（仮称）北海道（道南地域）ウインドファーム島牧の区域を除外しなかった理由と同事業の事業者との協議状況や今後の協議予定について質問をしました。これに対して、事業者から、同事業は配慮書手続後の事業実施の見通しが不明であることから当該区域を除外していない、また、同事業の事業者との協議は実施しておらず、今後の協議の予定もないとのことです。

その下の④ですが、（仮称）島牧ウインドファーム事業と月越原野風力発電事業計画の区域との重複について、土地の改変等に係る同事業の事業者との協議状況について質問しました。これに対して、事業者から、風車の設置の対象外とすることで土地の改変等に係る部分に関しては風車の配置に影響を及ぼさないように配慮しているということで、現時点で事業者との協議は実施していないものの、今後、事業計画の進捗に合わせ、必要に応じて協議を実施すると回答を得ております。

続きまして、3 ページの質問番号 3-6 をご覧ください。

ハチクマの春の渡りの経路と事業実施想定区域が近接しているほか、クマタカやオオタカ、ハヤブサの分布と重複している状況を受け、どのように環境影響評価を実施する予定かを事業者に質問しました。これに対して、事業者から、専門家からの助言を踏まえた上で事業実施想定区域周辺の渡りの経路や生息分布を把握し、バードストライクのリスクや繁殖への影響を予測、評価するとの回答を得ております。

続いて、その二つ下の質問番号 3-8 になります。

事業実施想定区域内に含まれておりますチシマザサブナ群集について、本地域がブナの北限地帯であることを考えると、この段階で当該植生の回避を優先する必要があるのではと考えますが、現段階で回避せずに現地調査の結果を踏まえて検討を行うとした理由について質問をしました。これに対して、事業者から、配慮書段階では本事業の工事計画に関しては確定していない事項もあり、現時点で改変する可能性のある範囲を広めに設定していること、当該植生の分布範囲の詳細を現地調査等で確認できていないことから配慮書段階では回避をしていますが、本地域がブナの北限地帯であるという重要性を踏まえ、今後、現地調査で詳細等を把握した上で可能な限り直接改変を回避するなどの環境保全措置を検討するとの回答を得ております。

最後に、7 ページの質問番号 4-11 の①をご覧ください。

景観資源の泊一弁慶岬段丘と事業実施想定区域の一部の重複について、現時点でどのような改変を想定しているかを質問しました。これに対して、事業者から、泊一弁慶岬段丘と重複している事業実施想定区域は風車の設置対象外なので、現時点で大規模な改変は想定していないものの、一部、工事車両通行のための既存道の拡幅等の可能性はあるとの回答を得ております。

本事業について説明は以上となります。

今後の予定ですが、委員の皆様には、事業者への 2 次質問の作成について依頼させていただきたいと考えております。審議会終了後にメールで依頼させていただきますので、よろしく願いいたします。

私からは以上です。

ご審議について、よろしく願いいたします。

○**澁谷会長** それでは、ただいまの説明について委員の皆様からご質問やご意見をお願いいたします。

○**高橋委員** 質問事項とその事業者回答について教えていただきたいところがあります。

5 ページの質問番号 4-1 の超低周波音についての質問に対し、事業者回答の後半のところ個別に対応させていただくと書いてあるのですが、具体的にどういったことを想定していらっしゃるのか、教えていただければと思います。

○**事業者（日本風力サービス株式会社）** 住民の方から不安や懸念があった場合は、住民説明会を通して丁寧にご説明します。また、不安が払拭されない場合には個別にご対応するというような回答とさせていただきます。そういった不安を募らせている住民に

ヒアリング等で確認し、その原因を確認した上で対応を検討することを考えております。

○高橋委員 その対応というのは公のものですか。意見のある住民に個別対応するのではなく、何らかの形で公の対応としていただけるということですか。

○事業者（日本風力サービス株式会社） そのとおりです。

内容にもよるかとは思いますが、環境影響評価の対応の一つとしてお答えをさせていただいた場合には公のものとしてお示しします。

○高橋委員 ぜひそうしていただきたいといいますが、はっきりと公にしていればありがたいですので、よろしく願いいたします。

○澁谷会長 ほかにございませんか。

○押田委員 いつも言っているのですが、コウモリの調査についてです。

道南地区ではコヤマコウモリがバッドストライクに遭ってしまっていて、コウモリ研究者からコメントが僕にも届いておりますので、今後の調査に関しては少し丁寧にやっていただけるといいかなと思っていますが、いかがでしょうか。

○事業者（日本風力サービス株式会社） ご指摘のとおり、コウモリへの影響については十分に注意するものと認識しておりますので、コウモリの専門家からご助言を受け、今後の方法書以降の手続の中で適切に調査、予測、評価をしていきたいと考えております。

○押田委員 よろしく願いいたします。

私の専門外ではあるのですが、この辺りはニホンザリガニがいる河川はありましたか。文献資料等に書かれているのですが、いかがでしょうか。

○事業者（日本風力サービス株式会社） 文献資料からこのエリアに生息しているという情報までの整理しかできておらず、具体的にどこの河川にいるといった情報まではつかめていないのですが、今後、現地調査や専門家へのヒアリング等で情報を収集しながら適切に生息状況を把握していきたいと考えております。

○押田委員 河川域がいろいろとあるエリアで、事業エリアの反対側にも何らかの影響が来ると嫌だなと感じていますので、ご配慮をいただけると良いと思います。

○事業者（日本風力サービス株式会社） 承知いたしました。

○澁谷会長 私からも1点お聞きします。

今日は説明がなかったと思うのですが、保安林に少し言及されておりましたよね。その中で防災に関わるような保安林の分布はあるのでしょうか。

○事業者（日本風力サービス株式会社） 防災に係る保安林といいますと、土砂流出防備保安林などかなと考えます。この事業実施想定区域には土砂流出防備保安林も一部該当しておりますが、大きく占めているのは水源涵養保安林となっております。

○澁谷会長 どこかに図が出ていますか。

○事業者（日本風力サービス株式会社） 配慮書の192ページに記載があります。

○澁谷会長 あまり分かりやすい図にはなっていないのですが、対象地域には水源涵養保安林と土砂流出防備保安林が南の一部にかかっているということですか。

○事業者（日本風力サービス株式会社） おっしゃるとおりでございます。

○澁谷会長 土砂流出防備保安林は地形の改変等が適切な場所とは言えませんので、ぜひ、改変を避けていただきたいと思います。

また、この地域はブナ林の北限地帯になっておりますし、北海道のブナ林の位置づけが高くなってきております。南のほうではブナ林が衰退しているところが多くなっており、北海道のブナ林は非常に重要だという認識になっておりますので、植生の調査に関してはできるだけ丁寧にやっていただくことをお願いしたいと思います。

○事業者（日本風力サービス株式会社） ご指摘を踏まえて、今後、適切に対応してまいります。

○澁谷会長 ほかにご意見等はございませんか。

○桂委員 今回の澁谷会長のご意見に関連したことです。

土砂流出防備保安林がかかっている辺り、事業実施想定区域の南ですが、193 ページの土砂災害警戒区域という黄色でかかっているエリアなどは、多分、地滑りだと思うのですが、危険性があることで区域指定がされていますよね。また、その東側の折川に沿って東の側にも地滑りを過去に起こしたような地形がかなり並んでいるように見えます。

警戒区域というのは基本的に家が建っているような場所にしかかからないので、この辺りは特に区域指定がされていないのですが、地形を見ると、過去に地滑りや結構大きな崩壊を起こしたような場所が並んでいるように見えるのですね。それが土砂流出防備保安林にかかっている辺りになっていまして、ぎりぎり崩壊せずに残った場所、地滑りせずに残った場所が残っており、そういったところに風車を建てようとしているような気がします。

そういう観点から、法令に基づいて区域指定されている場所ではないとしても、丹念に見ながら計画を立てていただければいいかなと思います。

過去、かなり大規模な地滑りや崩壊を起こした場所はある程度把握されているでしょうし、インターネットでも公表されています。また、航空レーザー測量をやればかなり詳細な地形データが取れて、過去にそうしたことが起きた場所も分かりますので、そういったものも見ながら、今後、計画を進めていただければと思います。

○事業者（日本風力サービス株式会社） ご指摘のとおり、配慮書の段階では文献で得られる情報を基に図書に記載しておりますが、今言っていただいたとおり、現状に沿って、地滑りの危険性がある箇所はあると考えておりますので、実際に現地の確認をするとともに、現地の情報をよく知っている方から情報収集をしながら、今おっしゃっていただいた観点からも調査と事業の検討を引き続き行ってまいります。

○桂委員 よろしくお願ひします。

○澁谷会長 ほかにございませんか。

（発言者なし）

○澁谷会長 ほかにご意見やご質問がないようですので、本議事の本日の審議はこれで終

了いたします。

事業者の皆さんは Zoom からの退出をお願いいたします。

続きまして、議事の（3）に移ります。

本日が2回目の審議となり、答申を予定しております（仮称）小平町風力発電事業計画段階環境配慮書についてです。

まずは、事務局から主な2次質問とその事業者回答の報告、それから、答申文案たたき台等の説明をお願いいたします。

○事務局（下田主事） 関係資料は資料3-1から資料3-4になります。

まず、事業概要について大まかに振り返ってまいりますので、（仮称）小平町風力発電事業の緑色の図書の3ページをご覧ください。

事業実施想定区域は小平町となっております。発電所の最大出力が8万5,400キロワット程度、単機出力が4,200キロワットから6,100キロワット程度の風力発電機を最大で17基、設置する計画となっております。区域の面積は約3,150ヘクタールとなっております。

続きまして、10ページをご覧ください。

設置が予定されている風力発電機の概要ですが、ローター直径が140メートルから160メートル、高さが最大で190メートルとなっております。

続きまして、28ページには周辺の他事業について記載されておりました、稼働中の事業が6事業ございます。最も近接している留萌港三泊地区の風力発電事業で、こちらが4キロメートル以上の離隔距離があることになっています。

続きまして、事業実施想定区域とその周囲の概況について順に説明してまいります、動物が57ページに記載されております。

区域周辺ですが、オジロワシやオオワシの秋の渡り経路となっております、61ページや62ページをご覧くださいますと、ノスリやマガン、オオハクチョウなどの渡り経路があることが分かるかと思えます。

続きまして、植物についてですが、74ページをご覧ください。

区域内の一部に植生自然度10のヨシクラス、区域北東部に植生自然度9であるエゾイタヤミズナラ群落などが存在しております、そのほか、区域内にハルニレ群落やヤナギ高木群落も存在しております。あわせて、重要な自然環境のまとまりの場については88ページに記載されておりました、本図から区域内の西寄りの中央部に縦断する形で保安林が広がっております。

続きまして、160ページと161ページをご覧くださいますと、事業実施想定区域から最近接の住宅等との離隔距離がございまして、最近接の住宅等との離隔距離が約0.1キロメートルで、環境保全配慮施設の一つである福祉施設との離隔距離が約1.1キロメートルとなっております。

最後に、景観について、209ページをご覧ください。

主要な眺望景観の地点として 15 地点が選定されておりまして、そのうち、望洋台スキー場が最も風車までの距離が近くなっております。

以上が事業の概要説明となります。

続きまして、資料 3-1 に沿って説明させていただきます。資料 3-2 については資料 3-1 の補足資料ですので、適宜ご確認をいただければと思います。

まず、資料 3-1 の 8 ページの質問番号 3-12 をご覧ください。

事業実施想定区域の外周から最も近接する住宅がおよそ 100 メートルの距離ということで、かなり近接していることから、風車の設置想定範囲や事業実施想定区域の見直し等により十分な離隔距離を取るのか、事業者の見解を質問しました。これに対して、事業者から、事業実施想定区域については可能な限り既存の林道等を活用するため、広い範囲に設定しておりますが、今後の方法書段階における事業計画に当たっては近接する住居から十分な離隔距離を確保できるよう、風力発電機の設置範囲や対象事業実施区域を検討すると回答されています。

関連して、10 ページの質問番号 4-3 についてです。風車の設置が想定される尾根線の範囲から風車の影の影響が想定されるローター直径の 10 倍の距離に当たる 1.6 キロメートルの範囲内に住宅が何戸あるのかを質問していたのですが、66 戸あるということでした。そこで、この尾根線の範囲内で風車の影が及ばないよう十分に離隔距離を取ることが可能であるかについて質問しました。これに対して、事業者から、先ほどの質問番号 3-12 と同様、方法書段階における計画で近接する住居から十分な離隔距離を確保できるように区域を検討するという回答を得ております。

続きまして、その下の質問番号 4-4 をご覧ください。

1 次質問で、専門家からのオジロワシが海岸線から 2 キロメートル以内を飛翔ルートとして利用する可能性が高いことから留意してほしいという旨のコメントを受けて、現在の事業実施想定区域が海岸線から何キロメートル離れているのかを質問したところ、0.9 キロメートルと回答されておりました。そこで、これを踏まえて、現時点で 2 キロメートルの範囲を除外しなかった理由を質問しました。これに対して、事業者から、配慮書段階における事業実施想定区域の設定について、風況や搬入路等を含めた広い範囲で設定しており、今後の方法書段階における区域の絞り込みの際には海岸線から 2 キロメートル以上の離隔距離を確保できるよう検討いたしますとの回答を得ております。

最後に、11 ページの質問番号 4-10 とその下の質問番号 4-16 をご覧ください。

動物や植物の調査方法について、方法書段階では、動植物の踏査ルートや植生調査のコードラートの調査地点が示されるのかと見解を質問しました。これに対して、事業者から、方法書においては踏査ルートやコードラートの調査地点を記載しますとのことでした。

資料 3-1 の説明は以上となります。

続いて、資料 3-3 の関係市町長の意見について紹介いたします。

本事業の関係市町は小平町と留萌市となります。

小平町からは、農業や漁業への影響が発生しないよう、騒音や濁水対策を十分に行い、濁水の発生が懸念される地域が含まれないよう万全の措置を行うこと、地域住民や関係自治体等への事業についての情報提供と丁寧な説明、周辺の環境保全への配慮を求める意見が提出されております。

留萌市からは、野生動物への配慮と風力発電機搬入時の経路周辺の住民への環境影響の評価と計画段階での関係機関への周知を求める意見が提出されておりました。

資料 3-3 の説明は以上とさせていただきます。

最後に、資料 3-4 の答申文案たたき台の説明に入らせていただきます。

たたき台につきましては、最近の他の風力発電事業の配慮書への答申をベースとしながら、審議経過や市町長意見などを勘案して作成しております。

順に説明してまいります。

まず、前書きにつきましては、従来同様、1 段落目には事業の特性、2 段落目には地域の特性をまとめておまして、3 段落目ではそれらを踏まえて的確に対応することを求めています。

次に、総括的事項を説明させていただきます。

(1) は、従来同様、全体的な留意事項として、最新の知見の収集や複数の専門家の助言を得るなどしながら調査、予測及び評価を実施し、その結果を事業計画に反映させることを記載しております。

(2) は、住民等への積極的な情報提供に関する意見となっております。関係市町長からの意見にありましたとおり、情報提供や丁寧な説明を求めています。

(3) は、インターネットを使った利便性の向上に関する意見です。本事業ですが、縦覧期間中のダウンロードや印刷ができず、継続公表についても実施していなかったことから、図書の印刷やダウンロードを可能にすることなど、利便性の向上に努めることを求める意見としております。

次に、2 の個別的事項について、(1) からご説明いたします。

(1) の騒音及び風車の影についてですが、区域及びその周辺に住宅が存在していることから、従来同様、騒音や風車の影による影響を回避または十分に低減することを求めた意見としております。

(2) の水質についてです。

工事中の水の濁りについては計画段階の配慮事項として選定されていませんが、小平町の水道水源の集水域のほか、さけ・ます増殖事業が行われている小平薬川の支流が含まれてことから、土地改変に伴う濁水や土砂の流入による影響が懸念されるので、調査、予測及び評価の実施、そして、影響を回避または十分に低減することを求めた意見としております。

(3) の動物についてです。

意見の形式は従来同様で、アは、文献やヒアリングにおいて、オオワシやオジロワシと

いった希少な鳥類、希少なコウモリ類の生息情報があることのほか、ノスリやガン・カモ類等の渡りがあることに触れまして、それらへの影響について適切な方法により調査、予測及び評価を実施し、影響の回避、低減に努めるよう求めています。

イでは、動物相について専門家等から助言を得ながら的確に把握するとともに、重要な動物種について影響を回避、低減するよう求めています。

(4) の植物及び生態系についてです。

意見の形式は従来同様で、アでは、区域内に植生自然度の高いヨシクラスやエゾイタヤーミズナラ群落、保安林といった重要な自然環境のまとまりの場が存在していることから、土地改変箇所の検討に当たっては、それらの範囲を避けることなどにより、影響の回避または低減を求めています。

イの植物相やウの生態系については、それぞれ専門家等から助言を得ながら的確に把握もしくは重要種の選定をして、生息地や生育地の改変を避けることにより影響を回避、低減することを求めています。

なお、ウの生態系について、前回の審議会で、白木委員から、ウの3行目の記載について、注目種以外の下位の種も含まれるような記載にできないかというご指摘をいただいたところでしたが、発電所に係る環境影響評価の手引で、風力発電所に係る生態系の調査すべき情報について、注目種については基本的に空間利用する鳥類を選定種に含めることが望ましいとあることを踏まえ、注目種の好適な生息地または生育地の改変を避けることなどによりという従来の記載から、注目種やその餌資源の好適な生息地または生育地の改変を避けることなどによりといった記載に変更しております。

最後に、(5) の景観についてですが、アの眺望点の選定については、従来同様、関係自治体に限らず、ヒアリング対象を広げ、ほかに選定すべき眺望点がないかを改めて検討することなどを求めています。

イでは、主要な眺望点の一部が風車の垂直見込角が大きくなると予測されておまして、眺望景観に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、適切な調査、予測及び評価を実施し、風車の配置検討への反映を求めた意見としています。

資料の説明については以上となります。

ご審議のほど、どうぞよろしくお願いたします。

○澁谷会長 それでは、ただいまの説明について委員の皆様からご質問やご意見を願いたします。資料3-1のQ&Aと答申文案について何かございませんでしょうか。

どのタイミングでお願いしたらよいかは分からないのですが、説明の中で今の事業実施想定区域から一番近いところで100メートルほどの離隔距離しか取られていないようなところがありますし、Q&Aでは実際にはもっと離隔距離を取れるはずだという答えがあったはずですが、さすがに100メートルしか離隔距離がないという状態は極端な状態ですし、今までに見たことがない数字です。

加えて、答申文案の最初のところにも出ていますが、土砂災害警戒区域が存在している

ということもありますので、方法書あるいは方法書の資料でもいいのですが、方法書の時点で想定される風車の設置位置について示していただけるよう、事業者にお伝え願えればと思います。

方法書の段階なので、変更になっても仕方がないものになるとは思いますが、きちんと離隔距離を取ることができるのかどうか、また、土砂災害警戒区域とはどのような位置関係にあるのかもやはり重要なことだと思いますので、今の点について事業者にお伝え願いますようお願いいたします。

○事務局（下田主事） いただいたご意見を踏まえ、事務局で対応させていただきたいと思います。

○澁谷会長 そのほかにご意見等はございませんか。

（発言者なし）

○澁谷会長 答申文案についてはこのままとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○澁谷会長 特に意見等がないようですので、答申文案につきましては本日報告されたとおりとし、後日、事務局と協議の上、私から知事に答申を行います。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○澁谷会長 それでは、そのようにいたします。

それでは、ここで休憩を取りたいと思います。今は15時7分ですが、15時20分から再開したいと思います。

[休 憩]

○澁谷会長 それでは、時間になりましたので、再開いたします。

次は、議事の（4）となります。

本日が4回目の審議となり、答申を予定しております（仮称）宗谷管内風力発電事業環境影響評価方法書についてです。

まず、事務局から主な4次質問とその事業者回答等の説明をお願いいたします。

○事務局（川村専門主任） まず、図書を用いて事業概要を簡単にご説明いたします。

最初に、図書の5ページをご覧ください。

対象事業実施区域は赤色の線で囲まれた範囲であり、灰色で塗られた箇所は道路改良等が予定された範囲とされています。

本事業では、対象事業実施区域が二つの地区に分類されていまして、北側の宗谷丘陵地区は稚内市及び猿払村、南側の上幌延地区は豊富町及び幌延町に位置しています。なお、上幌延地区の南に位置する天塩町は関係市町村とされています。

次に、44ページをご覧ください。

対象事業実施区域及び周囲における風力発電事業の状況を示す図ですが、既設のものが 17 事業、計画中のものが 15 事業存在しており、配慮書終了段階の事業と区域が重複しています。

次に、72 ページと 73 ページをご覧ください。

対象事業実施区域のほぼ全域が主要な河川の集水域と重複していますが、この集水域は、イトウの安定した個体群が生息する希少な水系である猿払川水系、猿骨川水系、天塩川水系及び声間川水系の集水域となっています。

また、72 ページにおいて、区域の北側の一部が主要な河川の集水域に含まれていませんが、この区域については、区域の北側を流れる鬼志別川の集水域となっており、鬼志別川は、さけ・ます増殖事業が行われている河川であることが確認されています。

次に、139 ページをご覧ください。

EADAS のセンシティブティマップにおける注意喚起メッシュ図ですが、対象事業実施区域は、A3 及び B のメッシュと重複しています。

次に、143 ページをご覧ください。

上段に水鳥類、下段に猛禽類の日中の渡りルートが示されていますが、対象事業実施区域及びその周辺では、海ワシ類やノスリ等の渡りルートが確認されています。

次に、203 ページと 204 ページをご覧ください。

重要な自然環境のまとまりの場が示されていますが、縦線で示されている保安林が区域の大部分を占めており、緑色またはオレンジ色で塗られた植生自然度 9、植生自然度 10 の区域が対象事業実施区域内に存在しています。

最後に、261 ページと 262 ページをご覧ください。

住宅等の状況ですが、建物等が青色で示されており、風力発電機設置検討範囲と最も近い建物等の離隔距離は、宗谷丘陵地区が 700 メートル、上幌延地区が 500 メートルとなっています。

簡単ではありますが、事業概要の説明は以上とさせていただきます。続いて、資料の説明をいたします。

まず、資料 4-1 の事業者への 4 次質問とその事業者回答について、答申に係る部分を抜粋して説明させていただきます。なお、資料 4-2 につきましては、事業者から提出された回答の補足資料となりますが、説明については割愛させていただきます。

それでは、資料 4-1 の 9 ページの質問番号 2-13 をご覧ください。

外来種対策としての草刈りについてですが、3 次質問への回答において、エリア全体における外来種対策にはならないとの回答があったことから、本事業の実施による外来種の繁殖拡大を防止できるような計画を準備書で提示いただけるという認識でよいかを質問しました。これに対して、事業者から、現時点では準備書において草刈りの計画をどのように記載するのかについては検討ができていないが、他の外来種拡大防止につながる環境保全措置と併せ、引き続き検討したいと考えているとのことでした。

次に、18 ページの質問番号 3-25 をご覧ください。

河川及び湖沼の利用状況についての質問ですが、2 次回答において、稚内市は取水地点の情報を開示不可としているほか、他の町村についても取水地点に関する情報は非公開であることを確認しており、本質問は取水地点に関連する質問であることから非公開としています。

また、31 ページの質問番号 6-19 をご覧ください。

こちらの質問についても先ほどと同様の理由から非公開としております。

次に、39 ページの質問番号 6-33 をご覧ください。

景観の予測手法に関する質問ですが、1 次質問の①において、アンケートの実施は考えていないことを確認していたことに対し、フォトモンタージュを説明会等で提示するなどにより意見収集等を実施することについての事業者の見解を質問しました。これに対して、事業者から、準備書に係る住民説明会においては予測結果としてのフォトモンタージュをお示しし、地元住民の方よりいただいたご意見を踏まえ、風車配置等の事業計画の見直しを検討するとのことでした。

最後に、41 ページの質問番号 6-36 をご覧ください。

3 次質問の①において、関係自治体から身近な視点場の候補として考えられる地点として地元の方々が集まりやすい施設を候補として挙げていただいております。対象事業実施区域方向を見渡すことができるかを確認の上、調査地点として設定することを検討することを確認していましたが、別添資料として示された図では集落名のみであったことから、具体的な施設等を把握しているのかを質問しました。これに対して、事業者から、現地の状況を確認の上、人が集まりやすそうな場所や住宅等の近くで対象事業実施区域方向を見通せそうな場所に地点を設定しているとのことでした。

簡単ではありますが、資料 4-1、資料 4-2 の説明は以上とさせていただきます。

続きまして、資料 4-3 の関係市町村長の意見をご覧ください。

本事業の関係市町村は、稚内市、猿払村、豊富町、幌延町及び天塩町です。

まず、稚内市長の意見から概要をご説明します。

初めに、本事業の区域は、稚内市風力発電施設建設ガイドラインにおいて特に定めのない場所に該当するが、2 キロメートル以内に民家が存在する区域であることから、ガイドラインの遵守に加え、以下の点に関して特段の配慮が必要であると考えられることなどが記載されています。

以下の点として 12 点記載があり、抜粋してご説明させていただきますが、1 では累積的影響を懸念する意見、2 では住宅に対する騒音等による影響を懸念する意見、7 では、景観について、フォトモンタージュ等を活用し、地域住民等へ分かりやすい説明を行うことや影響が最小限となるよう十分な配慮を求める意見、10 ではオジロワシ等の希少鳥類の生息や渡り鳥への影響を懸念する意見、11 では絶滅危惧種であるイトウへの影響を懸念する意見、12 では地域住民等への積極的な情報提供や丁寧な説明、合意形成などの適切な対応

に努めることを求める意見が記載されています。

次に、猿払村長からの意見ですが、記書きの3段落目から、規模や設置箇所によっては地域の自然環境や生活環境への影響について懸念されることから以下の3点について意見すること、懸念される事項が改善されない場合には事業計画の中止や建設箇所の再考を求めるとなどが記載されています。

以下の3点としまして、1では水源涵養機能への影響、2では村のシンボルであるイトウや渡り鳥の動植物生態系への影響、3では住民等への説明に関する意見が記載されています。

次に、豊富町長からの意見ですが、以下の点に留意して今後の計画を進めるように努めていただきたいとされ、1では自然環境の保護について十分な配慮と調査を行うこと、2では、景観の保護について、大規模草地等からの眺望景観に十分な配慮を行うこと、3では生活環境への影響について十分な調査を行うこと、4では、方法書に対する意見について、説明等の十分な配慮と対応を行うことを求める意見が記載されています。

次に、幌延町長からの意見ですが、1の総括的事項では、環境影響評価の項目及び手法の選定等に係る事項に新たな事情が生じた場合には必要に応じて見直すことや、適宜、追加調査、予測及び評価を行うなど、適切に対応することと記載されています。2の個別的事項では、(1)として動植物及び生態系、(2)として水資源、(3)として景観に対する意見が記載されており、最後に、3のその他として、必要に応じ、関係機関と協議することと記載されています。

最後に、天塩町長からの意見ですが、1の全体的事項として、環境アセスメントについて積極的な周知を図ることのほか、専門家等と密に連携しながら環境影響の低減、回避に十分な予測、評価を行い、住民の生活環境及び景観資源、生態系の保全に最善の措置を講じることなどが記載されています。2の個別的事項では、(1)として騒音及び振動について、(2)として動植物及び生態系について、(3)として景観及び人と自然との触れ合いの活動の場についての意見が記載されています。

関係市町村長意見については以上とさせていただきます、資料4-1から資料4-3までの説明は以上となります。

○**澁谷会長** それでは、ただいまの説明について委員の皆様からご質問やご意見をお願いいたします。

○**奈良委員** 質問及び回答の46ページの3次質問の内容についてです。

意見交換会で理由なく中途半端な状況で打ち切られたのではないかとということで、事業者回答としては細かくいろいろな意見が出ているという内容のものになっているのですが、実際に途中で打ち切られたという状況なのかを事務局は確認していますでしょうか。

○**事務局(川村専門主任)** この点については、特段、確認しておりません。

○**奈良委員** それでは、どんな状況だったかは分からないのですね。回答ではこういう意見がありましたとあるだけで、実際にどんな意見交換会だったかが分からない状態だった

ので、ちょっと気になって聞いてみました。

○澁谷会長 ほかにございませんか。

(発言者なし)

○澁谷会長 特段、ご意見やご質問がないようですので、ここで非公開審議について確認いたします。

委員の皆様から非公開箇所に関してご質問やご意見がある場合は挙手をお願いいたします。

(発言者なし)

○澁谷会長 挙手がないようですので、非公開審議は行わないということにいたします。

それでは、引き続き、事務局から答申文案たたき台の説明をお願いいたします。

○事務局(川村専門主任) 資料4-4の答申文案たたき台についてご説明させていただきます。

まず、前書きとしては、従来どおり、1段落目に事業の特性、2段落目に地域特性を記載し、3段落目で、以上を踏まえ、事業者は次の事項に的確に対応することとしております。

なお、本事業は、二つの地区に分けて発電所を設置する計画であり、また、そのことにより、対象事業実施区域が広範囲となっているという事業特性を踏まえ、通常の見解とは異なり、1行目の市町村名の後に4市町村に及ぶという文言を追加し、また、2行目の最後から3行目にかけて二つの発電所に分けて設置する旨を明記しました。

続いて、1の総括的事項についてです。

まず、(1)は通常の見解では記載していない内容ですが、本事業については、配慮書に対する知事意見において指摘した事項への十分な対応がされておらず、依然として誤記や不正確な記載等の不備が散見される旨を指摘した上で不備のない図書の作成を求める意見としています。

次に、(2)ですが、従来の方書に対する答申では(1)で記載していた専門家等へのヒアリングや適切な調査、予測、評価を実施した上で確実に環境影響を回避または低減することについての意見となります。

従来の方書と異なる点は、1段落目の中ほどですが、環境に配慮すべき区域を的確に把握した上で除外という部分について、「区域を的確に把握した上で」の文言が追加した部分となります。また、2段落目では、2行目の中ほどですが、「複数の専門家等から得た助言を反映するなどしながら」と記載していますが、従来の「助言を得ながら」から文言を変更し、助言を得るだけでなく、調査等の内容に反映することを求める意見としています。また、2行目の最後から3行目にかけて、「調査方法を検討し直した上で」の文言を追加しています。

3段落目は本事業特有の見解となりますが、図書において事業全体としての評価に対する考えが示されていないことから、適切に予測及び評価することが可能となるよう、適切

に調査を行うことを求める意見としています。

4段落目は、従来どおりの内容の意見としております。

次に、(3)ですが、配慮書段階からの事業計画の見直しに対する意見です。

まず、特定植物群落やイトウの産卵床等に配慮して区域の絞り込みをしたとしていますが、区域は依然として自然度の高い植生や保安林と重複しているほか、ほぼ全域がイトウの安定した個体群が生息する希少な水系の集水域に位置していることを指摘し、さらに、面積を縮小した一方で、発電所最大総出力、風車のローター直径、最大高さ及び設置基数が増大していることから、環境影響の増大が懸念されるため、イトウへの影響をはじめとした環境面に十分配慮した上で区域の絞り込みや風車の配置についてさらなる検討を求める意見としています。

次に、(4)ですが、累積的影響に関する意見であり、従来同様の意見としています。

次に、(5)の相互理解に関する意見ですが、こちらも従来の意見から文言を追加しています。

まず、猿払村長の意見を勘案し、北海道レッドリストで絶滅危惧種に指定しており、また、猿払村のシンボルに指定されているイトウへの影響が懸念される事業である旨を追記しました。また、情報提供や丁寧な説明に関する具体的な内容として、「各環境影響評価項目に係る調査、予測及び評価結果等」と具体的な記載を追加し、また、丁寧な説明の前に「科学的な知見を踏まえた」と追記しました。さらに、従来、文末を「説明に努めること」としていたところ、「説明など適切な対応に努めること」としました。

なお、3行目の後ろから4行目にかけての関係市町村、関係機関、住民等との記載については従来どおりとしているところですが、本図書に係る1回目の審議の際、日本生態学会の北海道地区会から本事業に対して見直しの意見書が出されている旨のご発言をいただいていたことや自然保護団体からイトウへの影響等を懸念する意見書が出されている旨の新聞報道があったことを踏まえ、文言の追加や修正の必要がないかについてご意見をいただければと考えておりますので、よろしく願いいたします。

次に、(6)ですが、従来どおり、関係市町村のガイドラインを踏まえ、調整を図ることを求める意見です。

次に、(7)ですが、図書の公表について、利便性の向上に努めることを求める意見ですが、本図書については、縦覧期間終了後も閲覧が可能な状態となっており、一定の配慮が認められる旨を記載しています。

続いて、2の個別的事項に移ります。

(1)は、騒音及び振動についてです。

いずれも従来同様の意見ですが、アは、対象事業実施区域周辺に住宅等が存在することから、影響の回避または十分低減することを求める意見です。イは、施設稼働後の対策について、検討を求める意見としております。ウは、交通騒音及び振動並びに建設騒音について、適切に累積的影響の評価等を実施することを求める意見です。エは、施設騒音つい

て、適切に累積的影響の評価等を実施することを求める意見です。

(2) は、水質についてです。

アは、対象業実施区域にさけ・ます増殖事業が行われている鬼志別川の集水域が含まれることに対し、従来どおり、水質への影響を回避することなどの環境保全措置を求める意見としているほか、利水状況について把握されていない地域があることから、関係市町村等と十分な協議を行った上で水質への影響を回避することなどの環境保全措置を求める意見としています。イは、局所集中的な降雨の傾向も十分に踏まえた環境保全措置を求めている意見であり、従来どおりの意見です。

(3) は、風車の影についてです。

ア、イともに従来同様の意見ですが、アは、風車を住宅等から離隔することなどにより影響を回避または十分に低減することを求める意見です。イは、影響が及ぶ時間の長短にかかわらず、人によって気になることを踏まえた評価とすることを求める意見であり、また、累積的影響についても適切に評価等を実施することを求める意見です。

(4) は、動物についてです。

アは踏査ルートについてですが、図書では踏査ルートが示されていない調査について、専門家等から得た助言を反映しながら適切に設定し、その設定根拠を準備書に記載することを求める意見です。

イは哺乳類の調査に対する意見ですが、従来どおり、哺乳類の捕獲調査について、地域や対象種の特性に応じて、適正な調査場所、範囲、トラップの種類とその数等を設定することを求める意見です。

ウはコウモリ類の調査についてですが、従来同様、専門家等からの助言を反映しながら、風速と飛翔状況との関係を整理するなどし、適切な調査等の実施を求める意見です。

エは鳥類の影響についてですが、この区域の特性としてチュウヒやオジロワシ等の生息情報があることのほか、海ワシ類やノスリ等の渡りのルートになっている可能性があることについて述べた上で、従来どおり、これら鳥類の生息やバードストライクなどの影響について適切に調査、予測及び評価を実施することを求める意見としています。また、累積的影響についても適切に評価等を求めています。

オは本図書特有の意見となりますが、イトウに関し、2回目の審議の際にご出席いただいた国立環境研究所の福島主幹研究員へのヒアリング内容も踏まえ、1段落目で、対象事業実施区域及びその周辺に位置する河川においてイトウが生息している可能性を指摘し、2段落目と3段落目において適切に生息状況を把握できるよう調査を行うことを求める意見としています。さらに、4段落目では、生息環境についても河川の水質調査を行うなどにより適切に調査、予測及び評価を実施することを求める意見としています。

カは、従来同様、各分類群について適切な評価の実施等を求める意見ですが、オにおいて、イトウに関して意見していることから、哺乳類や鳥類の後ろに魚類を追加しています。

(5) は、植物についてです。

アは、動物と同様に、踏査ルートについて、専門家等から得た助言を反映しながら適切に設定し、その設定根拠を準備書に記載することを求める意見です。イは、従来どおり、重要種等への配慮を求める意見であり、植生自然度 10 についてはササ群落、植生自然度 9 についてはエゾイタヤミズナラ群落等としています。ウも従来どおり、外来植物について、侵略性の高い外来植物の生育状況をあらかじめ把握することや拡散防止対策を検討することなどを求める意見です。

(6) は、生態系についてです。

アは、1 段落目に、従来どおり、注目種やその餌資源について、現地調査の結果を踏まえて必要に応じて見直すことも含めて検討を続けるとともに、その経緯を準備書に記載することを求める意見を記載し、2 段落目に、特にとして、イトウを注目種として選定する必要性について十分な検討を求めるとともに、その検討経緯を準備書に記載することを求める意見を記載しました。イは、従来どおり、地域の生態系に留意し、各栄養段階の動物種及び植生について十分な調査を求める意見です。ウも従来どおり、自然度の高い植生の区域などについて、変更の回避などを求める意見としております。

(7) は、景観についてです。

アは、身近な視点場として調査地点の追加が検討されている曲淵地区については風力発電機設置検討範囲と近接していることから、重大な影響が生じるおそれがあるほか、二つの発電所の間に位置することとなる大規模草地等の主要な眺望点については、両発電所による影響が懸念されることを指摘しつつ、地域住民等に対してフォトモンタージュを提示した聞き取り調査等を実施した上で、客観的に評価することを求める意見です。

イは、従来と同様に、フォトモンタージュ作成に当たっての留意事項について意見しております。

(8) は、人と自然との触れ合いの活動の場についてです。

本事業は、事業に係る工事関係車両の主要な走行ルートととほてえフットパスが一部重複しているほか、沼川みのり公園等が近接しており、影響が懸念されますので、この点について述べた上で、これら活動の場の利用状況等について十分調査した上で、適切に予測及び評価をすることとしております。また、累積的影響について、必要に応じ、適切に調査等を実施することを求める意見としております。

最後に、(9) の廃棄物等については、従来どおり、発生量や処分量等の把握を通じ、適切な調査、予測及び評価の実施を求める意見としております。

私からの説明は以上となります。

ご審議について、どうぞよろしくお願ひいたします。

○澁谷会長 通常に比べてちょっと長めの答申文案となっておりますが、ただいまの説明について委員の皆様からご質問やご意見をお願ひいたします。

○先崎委員 (2) の動物のオの 4 段落目の最後の「さらに」以下についてです。

何となく言いたいことは私には理解できたのですが、ちょっと分かりにくいかなという

気がしています。具体的な指標等を設定した上でというのは、水素イオン濃度や生物化学的酸素要求量、溶存酸素量などですよね。これを設定するとき、どういう基準でどう設定したらいいのか、また、その指標を設定して評価するとき、イトウへの影響を確実に小さくするように評価することというような文言にするのは難しいでしょうか。

○事務局（川村専門主任） 今すぐに修正案は思いつきませんが、今いただいたご意見を踏まえ、後日、修正案をメールにてご確認をお願いしたいと考えますので、よろしく願いいたします。

○先崎委員 よろしく申し上げます。

それから、今のご説明にあった（５）の総括的事項の生態学会の地区会云々のところについてです。

これは関係機関というところに関わってくるのでしょうか。最後のほうの文の下から３行目ですが、関係市町村、関係機関の関係機関の中にそういった自然保護団体や生態学会があるという理解でよろしいですか。

○事務局（川村専門主任） そういったものも含め、関係機関、住民等としておりまして、いろいろな対象を含めた文面にしているのですが、自然保護団体と明記したほうがいいのか、事務局で検討している中でも悩んだところですので、ご意見をいただけたらと思います。

○先崎委員 関係機関と言われてもちょっと分からないかなという気がしますし、書くなれば具体的に書いてもいいように思います。ただ、別に事業者にはそこまでの説明責任はないと言えないのですよね。意見が寄せられた各団体に説明しなくてはいけないわけではないから、今回、そういう指摘をするのだったら、特別な説明といいますか、適切な対応が必要な理由が分かるような書き方であったほうが良いと思います。

例えば、猿払村のシンボルに指定されているイトウへの影響が懸念される事業や北海道レッドリストでということに加え、いろいろな団体から影響が懸念されているというようなことを書けば、関係機関のところ具体的な団体名を出してもいいような気がしたのですが、いかがでしょう。

○事務局（川村専門主任） まず、具体的な団体名を記載するという点についてです。

○先崎委員 具体的でなくてもいいです。個別の団体ではなく、専門機関などでもいいかもしれません。

○事務局（川村専門主任） 新聞報道等で名称が上がったところは私どもでもホームページで確認しておりますので、どこの団体が意見を提出されているのか、確認はできております。ただ、新聞報道等に上がってなくてもほかに意見を出されている団体がいる可能性までは事務局で確認ができていませんし、できないものだと考えておりますので、そういった点から固有の団体名を出すことは検討しておりませんでした。しかし、今いただいたご意見を踏まえ、自然保護団体から意見が出されているということを前段の部分で追記できるかどうかを検討させていただければと思います。

○先崎委員 先ほどと違うことを言うかもしれません。個別の団体名は出さないほうがいいと思うのですが、どういう関係団体からどんな意見があったかという文言はあってもいいかなという気がしました。

○澁谷会長 最初に先崎委員からありました pH や BOD の件に関してはイトウに影響があるということでのご意見がありました。そういうことになると専門家の意見を伺わなくてはいけない可能性もあると思いますので、事務局で適切な対応をお願いできればと思います。

それから、今の件についてです。

基本的にはもっと書き込んだほうがいいたろうという趣旨の意見だったと思います。これに関しては自然保護協会や生態学会から意見が出ていますよね。通常、そういうところから意見や懸念が示されることはあまりないので、団体名を出す必要はないと思うのですが、具体的な記載をしたほうがいいのではないかなと私も思いました。後ほど、先崎委員、私と事務局で協議し、ここの表現について検討したいと思いますが、先崎委員、それよろしいですか。

○先崎委員 よろしくお願ひします。

○澁谷会長 それでは、そのようにいたします。また連絡することになるかと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

ほかにご意見等はございせんか。

○押田委員 今のところでは。

イトウの団体という、私は直接的な交流はあまりないのですが、たしかイトウ保護連絡協議会というものがあつたと思ひます。そこはイトウの現状をかなり把握されていのではないかなと思ひますし、イトウについてはこれから先も問題になりそうな感じがする。そういう団体も含め、ご検討をいただいてもいいのかなという気がしました。

それから、総括的事項の（3）の2ページの段落の二つ目のさらに区域を絞り込み、面積を縮小という感じで書かれているところについてです。

150 基程度が 160 基程度へと変わつていて、見ていますと事業規模が増大するよな感じがしました。そこで、場合によってはイトウの影響をはじめとした環境面に十分に配慮し、対象事業実施区域の絞り込みや風車の配置についてさらなる検討を行うとともにというところに、場合によっては事業計画の縮小といひますか、150 基からさらに減らせるかという表現を盛り込んだりしておいてもいいのかなという気がしました。

イトウの産卵床のあるエリアは本当に大切な場所だと私はずっと聞いておひますので、いかがでしょうか。検討を行う、配置についてではなく、そもそも数が多過ぎるから減らす、事業縮小というよなことを書けないでしょうか。

○事務局（川村専門主任） まず、1の総括的事項の（2）の最後で、事業規模の縮小など、事業計画の見直しを行うことにより、確実に環境影響を回避または低減することというよなことをおひまして、イトウへの影響も含めた検討がされるというよなことで記載をい

たしました。また、(3)では、方法書の説明の中で、配慮書からこれだけ区域を絞り込みましたという説明があることに對し、区域の絞り込みの考え方が十分ではないのではないかとこの旨を指摘しています。

ですから、(2)で事業の縮小に関する事については意見が入っているという理解でいたのですが、それにプラスして何か必要ではないかということで捉えてよろしいでしょうか。

○押田委員 縮小という概念に關し、面積だけを縮小させ、そこに160基つくるのか、それとも、設置基数を変えるのか、少し曖昧な感じがしたのです。せつかく150基から160基程度という数が書かれているので、数に触れてみてもいいのかなという印象を持ったのですが、いかがでしょうか。

○事務局(川村専門主任) ただ今のご指摘は、区域設定や風車配置の理由のみを求めている記載について、風車の設置基数やローター直径などの風車の諸元といった文言を追加する方向で検討させていただいてもよろしいでしょうか。

○押田委員 少し具体的な文言があってもいいかなという気がしましたので、お願いできればと思います。

○事務局(川村専門主任) 今お伝えさせていただいた方向で文言を検討し、後日、メールで改めてご相談させていただきますので、よろしくお願いたします。

○澁谷会長 ほかにご意見等はございませんか。

○奈良委員 個別的事項の(7)の景観のアの最後の文章についてです。

影響が回避または十分に低減されているかの観点から客観的に評価することとありますが、今までは主要な眺望景観への影響を回避または十分に低減することとなっていたのではないかなという気がします。さらに、それについてされているかの観点から客観的に評価することという文章を入れたことには何かの意図があるのでしょうか。(3)の風車の影のイにも同じ文章があり、ちょっと気になったので、十分に低減することとしなかった理由について教えていただけますか。

○事務局(川村専門主任) ここは従来から意見を変更したつもりはなかったもので、これまでの答申文を確認した上で、後日、改めてご相談させていただければと思います。

○奈良委員 先ほどの小平町の答申文案では言い切っていたのです。もしかして配慮書と方法書の違いなのかなとも思いましたが、言い切ったほうが気持ちはいいなと思って読みましたので、ご検討ください。

○事務局(川村専門主任) 分かりました。

○澁谷会長 ほかにございませんか。

(発言者なし)

○澁谷会長 それでは、先崎委員から2点、そして、押田委員と奈良委員から指摘がございましたので、事務局と協議の上、文案について検討をお願いできればと思います。その上で、最終的な文言修正等に関しましては私にご一任をいただき、後日、知事に答申を行

いたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○澁谷会長 それでは、そのようにいたします。

続きまして、議事5に移ります。

本日が2回目の審議となります稚内タツナラシ山ウインドファーム(仮称)環境影響評価方法書についてです。

まずは、事務局から意見の概要と事業者の見解、主な2次質問とその事業者回答等の報告をお願いいたします。

○事務局(石田係長) 本方法書につきましては、6月に道に送付され、6月17日に本審議会へ諮問させていただいております、本日が2回目の審議となります。

前回審議から少し日にちが空きましたので、初めに図書を用いて事業概要を簡単にご説明させていただきます。

まず、図書の4ページをご覧ください。

本事業は単機出力最大4,300キロワット程度の風力発電機を最大15基設置する計画でございます、総出力は6万4,500キロワット程度となっております。

区域位置は稚内市中央部に位置しており、ページをめくっていただきまして、6ページの図にありますとおり、赤枠の範囲を対象事業実施区域とし、タツナラシ山の稜線を主な配置として、白丸で風力発電機の設置想定位置が示されております。

次に、30ページをご覧ください。

こちらの図には周辺他事業の配置が掲載されておまして、既設風力発電所としては、本事業区域の北部に④の天北ウインドファームや、⑨の樺岡ウインドファームが位置しておまして、このほか、声問川を挟みまして、⑧に川西ウインドファームが位置しております。また、準備書終了段階の事業として、⑮の(仮称)増幌風力発電事業が近接して計画されているほか、多数の他事業が周辺に位置している状況でございます。

次に、67ページをご覧ください。

海ワシ類の渡りの経路についての記載がありまして、図は次の68ページと69ページに掲載がございますが、対象事業実施区域とその周辺はサハリンと北海道を結ぶ重要な海ワシ類の渡りの経路となっております。

次に、80ページのEADASのセンシティブティマップの図をご覧ください。

対象事業実施区域の大部分は、チュウヒ、オジロワシ、オオワシの生息情報によって注意喚起レベルA3となっており、区域の北部は、チュウヒ、オジロワシ、オオワシ、タンチョウの生息情報のほか、ガン・カモ類やハクチョウ、海ワシ類の集団飛来地として、注意喚起レベルA1となっております。

続きまして、96ページをご覧ください。

重要な自然環境のまとまりの場が図で示されておまして、図にありますとおり、区域内には水源涵養保安林及び防風保安林が位置しており、区域西部の声問川には、区域と重

複していないものの、KBA の区域が広がっております。また、97 ページには、植生自然度 9、植生自然度 10 の箇所が示されており、植生自然度 10 であるササ群落や植生自然度 9 であるエゾマツトドマツ群集、ササーダケカンバ群落等が区域内に含まれていることが示されてございます。

次に、102 ページをご覧ください。

景観について、主要な眺望点の位置図ですが、眺望点は区域北側に 7 か所ございまして、ある程度の離隔距離があります。

めくっていただきまして、104 ページには人と自然との触れ合いの活動の場についての図がございまして、近接する施設としては、区域南部にキャンプ利用などができる稚内市自然体験施設が位置しております。

次に、117 ページをご覧ください。

配慮が特に必要な施設についての図ですが、南部と北部、それぞれ約 5 キロメートルのところに学校や保育所等の施設が存在しております。

簡単ですが、事業概要については以上とさせていただきます。

次に、資料の説明に移ります。

まず、資料 5-1 をご覧ください。

こちらは、事業者から送付があった一般からの意見の概要、事業者見解を記載した資料となっております。

めくっていただいて、1 ページをご覧ください。

こちらには公告や縦覧の内容が載っておりますが、(2) のとおり、北海道新聞及び日刊宗谷に掲載したほか、事業者及び道と市のインターネットサイトによって縦覧について周知がされております。

ページをめくっていただきまして、次の項目 2 にありますとおり、稚内市内において、6 月 25 日に 1 回、方法書についての説明会が開催されておりました、次の項目 3 の (3) にありますとおり、意見書は 5 通あったとのことです。

3 ページ以降に意見の概要と事業者の見解の一覧がございまして。

まず、1 通目は、枝番 1 では、耐用年数経過後の原状復旧や災害時の対策について対応できるよう費用の積立て等を実施してもらいたい旨の意見のほか、オイル漏れ対策を講じてもらいたい旨の意見やバードストライクの具体的な対策を求める意見などがございました。

その下の 2 通目の枝番 2 では環境保全のための措置を求める意見などが記載されており、めくっていただきまして、4 ページではバードストライク対策や騒音対策を求める内容と思われる意見がございました。

その下の 3 通目の枝番 3 では、3-1 において、対象事業実施区域の南部に隣接するタツニウシュナイ川やその本流である声問川に生息するイトウなどへの影響を懸念する意見が掲載されておりました、この下の 3-2 では、区域北部に隣接する増幌川で越冬する猛禽類

のほか、大沼など、周辺の湖沼に飛来する鳥類への影響を懸念する意見が記載されており、本事業の計画区域周辺は風力発電で過密状態であるため、その連続性による影響が大きいという意見となっております。

また、5ページでは、そのほか累積的影響として景観への影響を懸念する記載がございまして、3-5において、環境、景観、鳥類、魚介類への影響を低減、回避する方法を具体的に記載するよう事業者を求める内容となっております。

次に、5ページから6ページにかけての4通目では、山の稜線を改変すると元の森林に戻るまでに時間を要することの指摘や排水設備の保守に係るコストを事業者が負担できるのかを懸念する意見などとなっております。

最後に、5通目の枝番5では、図書縦覧に係る周知の改善や図書のダウンロードや印刷を求める意見があり、このほか、騒音調査地点の追加を求める意見、7ページに移りまして、5-4では、区域周辺の沢は、イトウのほか、サケ、マスの産卵河川となっている可能性があることから、魚類の産卵期等に水質・流量調査を実施するべきという意見やタツニウシュナイ川にも水質の調査地点を追加するべきといった意見がありました。このほか、鳥類については、夜行性鳥類の調査の実施を求める意見、渡り鳥の調査期間や海ワシ類の調査地点に関する意見があり、8ページに移りまして、イトウ等、魚類の調査方法に関する意見や光害による影響調査を求める意見、また、景観に関しては、垂直見込角だけでの評価ではなく、水平見込角での評価や住民等への聞き取り調査を行うべきとの意見などがございました。

資料5-1についての説明は以上とさせていただきます。

次に、資料5-2を用い、2次質問とその回答について、何点か抜粋してご説明させていただきます。

まず、資料5-2の3ページの質問番号2-11をご覧ください。

本事業は、風力発電の想定設置位置の多くが稜線上のササ群落に位置していますが、ここでは、そのような環境での土地改変後の緑化は難しい可能性があるのではないかという質問をしております。これに対して、事業者から、社内林の作業のため、ササ刈りを行っているが、すぐにササが繁茂してしまう状況であるため、ササの復元が難しい環境ではないことから緑化が難しいという環境ではないと考えているとのこと、ただし、緑化に用いる種や具体的な方法の検討はこれからとのことでした。

3次質問では、緑化について、近隣在来種を用いるかどうかなどの質問をしたいと考えているところでございます。

次に、11ページの質問番号6-2の②をご覧ください。

こちらは、図書でコウモリ類と鳥類の専門家に対してしかヒアリングが実施されていないことについて1次質問で事業者に質問しましたところ、そのほかの分類群については、文献等で情報が整理されており、調査方法も確立しているため、ヒアリングを専門家に対して実施しなかったとの回答が事業者からあったところですが、2次質問では、古い文献

のみを基にすると調査の手戻りが生じるため、調査実施前の方法書時点で最新の知見等を踏まえた手法とすることは重要である旨、事業者に質問をいたしました。これに対して、事業者から、意見を踏まえ、そのほかの分類群についても調査に当たってヒアリングを実施することを検討するとの回答がございました。検討するとの回答に留まっていることに不安がありますが、その下の⑤の事業者回答において、仮に調査の結果、予測に当たり必要な情報、調査が不足していると判断した場合には調査を追加で実施する旨の回答もございました。

次に、水質関係になります。

大分後ろのページになりますが、35ページの質問番号7-3と併せ、図書の307ページをご覧ください。

先ほどご紹介いたしました住民意見において、区域南部に近接するタツニウシュナイ川にも水質の調査地点を追加するべきという意見がありましたが、1次回答では、事業者から、タツニウシュナイ川に流下する小支流等が確認された場合には、適宜、タツニウシュナイ川にも水質の調査地点を設定する旨の回答に留まっている状況でした。そこで、2次質問では、常時の小支流が確認されなくても、改変区域を通過した雨水等による影響は考えられるのではないかと質問しました。これに対して、事業者から、小支流が存在しない地域の雨水等は地下浸透した上でタツニウシュナイ川に流入していると考えられ、濁りの影響はより水量の少ない上流部を、この上流部と言っているのは、図書の調査地点、図のWP04、WP05を指しているものと考えますが、上流部を予測地点とすることで影響を安全側に予測することができると考えており、タツニウシュナイ川については小支流等が確認された場合には、適宜、地点を設定したいとの1次回答と同じ回答がございまして、併せまして、2次回答では、追加して、道の意見を踏まえまして、魚類等に係る専門家等へのヒアリングの今後の実施結果を踏まえ、タツニウシュナイ川本川への調査地点の追加についても検討をする旨の回答がございました。

次に、資料に戻っていただきまして、ページ戻りまして、22ページの質問番号6-29をご覧ください。

まず、1次質問の振り返りですが、④において、事業者から、現時点では河川等における水の濁りが与える水生動物への影響に関する文献に係る知見は持ち合わせていない旨の回答があったところですが、2次質問の①と②において、知見がない中、どのように影響予測をするのかの見解を伺いましたところ、水の濁りの調査結果と濁りの予測結果との比較等により魚類等への定性的な予測を行うことに加え、今後、最新の知見の収集に努める旨の回答がありました。この回答では、どのように水生動物への影響を予測するのか、具体的に分からない状況と考えておりまして、さらに、③では、文献について、特に重要な種であるイトウについては、文献の収集対象に関し、イトウのほか、サケ科魚類に拡大して収集してはどうかと道から意見をしたところ、事業者からは、イトウとそのほかのサケ科魚類では生態が異なるため、文献の収集範囲をサケ科魚類には拡大しない旨の回答がご

ございました。

次に、複数ページにまたがり恐縮ですが、23 ページの質問番号 6-30 と 29 ページの質問番号 6-39 についてですが、ここでは動物と植物の踏査ルートに関する質問をさせていただきます。図書では、調査地点位置図を掲載している 319 ページから 329 ページの間が該当ページになります。

本図書では、動植物のラインセンサス調査について、踏査ルートが示されておらず、1 次回答において、動物も植物も同じ回答がございまして、その調査日時点の植生の繁茂状況などを踏まえ、ヒグマに対する安全性なども考慮し、可能な限り調査可能な範囲を踏査する考えとの回答がありました。そこで、2 次質問では、それぞれの分類群の調査範囲内を網羅的に踏査するのかを質問しました。これに対して、事業者から、調査範囲全ての範囲を網羅的に行うのではなく、調査範囲内の環境類型を網羅するように踏査を行い、それにより動物相、植物相を把握する旨の回答がございました。踏査ルートが示されないとその妥当性が判断できないと思われまますので、3 次質問で追加質問する必要があると考えております。

次に、資料に戻りまして、26 ページの質問番号追加 6-48 をご覧ください。

海ワシ類の調査期間についての質問になりますが、餌資源のサケ、マスの遡上時期の環境条件には年変動があることが想定されることから、単年の調査では十分に生息状況を把握することが難しいのではないかと質問をいたしました。これに対して、事業者から、ご指摘を踏まえ、海ワシ類の秋の渡りについては 2 か年の確認を行うよう検討する旨の回答がございました。

最後に、生態系について、資料の 30 ページの質問番号 6-40 をご覧ください。

本図書では、オジロワシを上位性注目種に選定しており、1 次質問では餌資源調査を行う必要性について質問しており、事業者から、事業区域においてオジロワシの主な餌となる魚類や海鳥等の生息は想定していないが、陸鳥が確認された場合については予測を行うことを検討している旨の回答がありました。そこで、2 次質問では、区域内での主な餌資源の生息を想定していないという事業者の回答について、それで生態系への影響を的確に把握できるのかを質問いたしました。これに対して、事業者から、オジロワシの食性は、魚類のほか、中型から大型の鳥類、中型から大型の哺乳類とされていることから、餌資源に対する影響の予測も可能であるとする旨の回答がありました。このように事業者から餌資源への影響予測は可能との見解があったところですが、オジロワシがこの地域のどのような動物をどの程度、餌資源として利用しているのかを調べる調査を行う予定であるのかについて 3 次質問をする必要があると考えております。

非常に長くなりましたが、本事業についての説明は以上となります。

今後の予定ですが、委員の皆様には 3 次質問の作成についてご依頼させていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

私からは以上となります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○**澁谷会長** それでは、今の資料 5-1 と資料 5-2 の説明について委員の皆様からご質問やご意見をお願いいたします。

○**押田委員** 資料 5-2 の 22 ページの質問番号 6-19 の 2 次質問についてです。

ご説明にもありましたが、サケ科魚類では生態が異なるので、特に重要な種であるイトウに関わる文献だけという感じで書かれています。しかし、ほかの魚類なんかも含めて水生生物の生態系が成り立っており、それでイトウというものが存在しているということを考えますと、幅広く文献を集めるというのは当たり前のことではないかなと思うのです。ですから、データをちゃんと集め、総合的に考えていただきたいと言っていた方がいいかなと思いますが、いかがでしょうか。

○**事務局（石田係長）** 私どもとしても、イトウ一種に限りますと、風力発電施設を設置し、改変行為を行ったときの影響を的確に予測できるのかは不安視しております。先ほどの宗谷の風力発電事業の案件ではイトウの専門家である国立環境研究所の福島先生からお知恵をいただきましたが、そういったものも踏まえ、事業者には幅広く情報の収集を調査実施前に行っていただきたいという意見をしてまいりたいと考えております。

○**押田委員** これだとイトウが良ければあとはどうなってもいいという感じに見て取れますので、ぜひよろしくお願いいたします。

もう一つ、これもお話しされていましたが、その次のページの質問番号 6-30 についてです。

2 次質問の事業者回答ですが、方法書に示した調査範囲とするということです。その中の環境類型ということで、落葉広葉樹林、針広混交林、植林、草地、牧草地を網羅する踏査を行うとありますが、こういうふうに分けてやるのではなく、網羅的に考えないと評価ができないと思うのです。落葉広葉樹林一つを取ってみてもいろいろなものがありますし、針広混交林もそうです。これでは粗いかなという気がしますし、先ほどおっしゃられたかかもしれませんが、きちんと網羅的に調査範囲内を見ていただけるように言っていたけるといいかなと思います。

○**事務局（石田係長）** おっしゃっていただいたとおりでと思います。希少な、特に草本については、同じ環境類型といいますか、例えば落葉広葉樹林を調査する場合、落葉広葉樹林のところ一か所を確認しただけでは駄目で、ほかの落葉広葉樹林の区域には貴重な植物が生えている可能性はあると思います。それぞれの環境類型 1 箇所を拾って調査したからいいというものではないと考えておりますので、事業者にはきちんと踏査ルートを示していただいた上でそれが適切なかどうかを方法書段階でご審議いただくべきではないかと考えております。

○**押田委員** 本当にそのとおりでと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

○**澁谷会長** ほかにございませんか。

○**先崎委員** 資料 5-2 の質問番号 6-34 のフクロウの①の（1）についてですが、答えにな

ってないので、もう一回聞いていただければと思います。

(2)のキンメフクロウのこともそうです。確かに日中における目視確認は難しいとは思いますが、私には考えがあるのですが、ここで言うのは不適切だと思うので、控えますが、代替案を事業者にもう一回聞いていただきたいと思います。

○事務局(石田係長) ここでご発言が不適切ということでしたので、後ほどメールで情報提供をいただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

○澁谷会長 私からも質問します。

先ほど説明していただいたのですが、3ページの緑化のところです。

自分のところの土地でササ刈りをしていて、ササはまた生えてくるから大丈夫というのは相當的外れな答えです。ササの地下茎を残して刈れば、地下茎からササは再生しますので、生えてくるのは当たり前です。ただ、風力発電事業はそれと全く違って、全く何も植物が生えない裸地といいますか、土地をつくるわけですよね。その場合、ササの地下茎を抜くことになり、そこではササは再生しません。あるいは、ササを深く埋めてしまうような処理になるのでしょうか。加えて、在来種での緑化となると、ほとんど経験がない緑化方法になるのではないかと思うのです。

こうしたことから事業者が想定しているほど簡単なことではないだろうなと思いますし、森林の状態になっていないということは相当厳しい環境であるということ間違いはないと思います。ですから、ちょっとしつこいですが、3次質問でササを刈っている場合と全く違う状況をつくっての緑化になるということをまずは言っていただいて、さらに、そういう厳しい環境での在来種による緑化というのは技術的に全く確立されていないことだと思いますので、そうしたことについても質問していただければと思います。

○事務局(石田係長) 表面的な維持のためのササ刈りとは違って、風力発電を設置するときには深く掘るでしょうから、ササや在来の植生が戻るのかは疑問だと私も思っていますので、3次質問で質問してまいりたいと思います。

○澁谷会長 それから、先ほど押田委員から踏査ルートが示されていないということがありました。踏査ルートを示していただくのは当たり前のことだとは思いますが、現地が全く分からないので、何とも言えないのですが、この地域はちょっと沢になっているところは物すごい背丈の高いササ群落になっている場所が非常に多く、人が歩けない場所が非常に多いのです。でも、できる範囲内で踏査ルートを設定し、調査していただきたいと思います。そうしかできないとは思いますが、踏査ルートをちゃんと示してくださいでいいとは思いますが、多分、入れない場所も結構あるのではないかなとは思っています。

○事務局(石田係長) おっしゃっていただいたとおり、現実問題、地図上で設定した踏査ルートを絶対に守ってくださいというのは事業者に酷な話なのかなと思っております。実際に行ってみたら、地形上、入れないということもあると思います。

ただ、方法書は調査の方法について示すものなので、最低限、現状で得られている情報からの想定での踏査ルートは示していただきたいということを3次質問でお願いし、知事

意見でも示すことを意見したいと考えております。

○澁谷会長 対応としてはそれで良いと思います。

ほかにご意見等はございませんか。

(発言者なし)

○澁谷会長 意見等がないようですので、本議事についての審議は以上で終了します。

本日の議事は、これをもって全て終了ということになります。

事務局から連絡事項があるということですので、お願いいたします。

○事務局(名畑課長補佐) 委員の皆様、本日も、長時間のご審議、誠にありがとうございます。
ありがとうございました。

次回以降の審議会についてご連絡させていただきます。

既に日程調整をさせていただいておりますが、第6回を9月20日金曜日、第7回を10月28日月曜日に予定しております。お忙しいところ申し訳ありませんが、ご予定の確保をよろしくお願いいたします。

3. 閉 会

○澁谷会長 それでは、以上をもちまして本日の審議会を終了いたします。

皆様、お疲れさまでした。

以 上